



一般社団法人日本フードサービス協会

# JFニュースレター 2021.2.25

## 緊急事態宣言に伴う雇用調整助成金の特例措置について

### 新型コロナウイルス関連情報 NO.47

一般社団法人日本フードサービス協会

会長 赤塚保正

副会長 労務委員会委員長

肥田木康正

厚生労働省は、雇用調整助成金の特例措置を**4月30日まで延長**し、以下の助成率が適用されることになりましたのでお知らせ致します。

1 中小企業・・・10/10（解雇等を行っていない場合）

2 大企業

以下の①、②を対象に**10/10**（解雇等を行っていない場合）

① **緊急事態宣言対象区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店**

② **売上等が前年又は前々年同期と比べ3か月の平均値で30%以上減少した全国の大企業（注）**

（注）上記②の特例措置は、**本年1月8日から4月末までの休業等（短時間休業を含む。）**が対象となります。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

○雇用調整助成金の特例措置の延長について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000743293.pdf>

○緊急事態宣言等対応特例について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000743294.pdf>

○雇用調整助成金の様式ダウンロード

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin\\_20200410\\_forms.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html)

お問い合わせはJF事務局：金丸・石井（03-5403-1060）までお願いします。